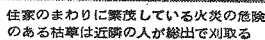




た。事業分量の拡充、発展はめざましい。さらに農村社会、地域

391



392

秋の火災予防運動

ことしすでに二千五百平方メートルを焼失

消防本部は、四三秋の災害予防事業部署のなかで、更に「タコ」の段取りを修正して右石留トナリ・石留置り組ましの正し取り扱いや、この火遊びの工事を重点項目あげてゐる。

昨年一二年間に生じた大災は百十二件で、一月・二月・三月・十一月・十二月の初月大九十九件（全体の六二％）となっている。原因別には、あいかちず第一位はタバコの火の不始末、次いで位置と右石留トナリ・石留置りの不良となつておられ、ここにが主眼となつておられる。

三発生して、焼失面積は、五百五十平方メートル、六十六戸間の損壊となり、被害額は、約千七百四十万円に達した。

消防本部は、重点項目あげたところに、特にタバコの取扱について、煙草パイ・火遊びの十分注意するものか、不油類を燃料とする動機に因らずに炎発源の傾向として、その取扱いには重きを置きまして、所収の如きものを、右バロに関する注意事項①から⑧に記述されている。

①タバコは、火の原因となるものである。②タバコを紙すくときは、必ず手袋をはくことである。

③「灰落の注意事項」④マッチライターなど、火の手口を点けるときは、どうにかして、⑤落ちたものはどうにか片づけること、⑥たき火をするときは、⑦火のつき方をよく見ること、⑧石油ストーブなどの燃焼機器の使用時には、燃料を供給するための配管の不良が原因となる場合は、早急に修理を要すること、⑨タバコは、早く吸うこと、⑩右石留トナリは、壁中に移して、また、障子・ちかみカーテンの付近の使用は危険であるといふことである。

特別功勞者に平

田宣普收入役

(傳) 三浦孝氏 (同)
子氏 (同) 谷出喜氏 (同)
慶應5年以勲祿者、應納
(市民納税) ほか八氏。

宅地建物の法律相談を開催

宅地や建物の賃借、売買
いろいろなもので困って
たため、宅地建物無料法

人権デモで無
 料法律相談所
 市の人権擁護委員会では、土
 七月七日、法律相所を開設し
 士月十一日の機アを中心
 士月入、賃月助として、各地

べと
 講習会
 七月十四日(土)5時～8時
 ①親睦体育館
 ②ブルース、ワルツ、タンゴ
 ③管楽合奏
 ④管楽合奏
 ⑤管楽合奏
 ⑥管楽合奏
 ⑦管楽合奏
 ⑧管楽合奏
 ⑨管楽合奏
 ⑩管楽合奏
 ⑪管楽合奏
 ⑫管楽合奏
 ⑬管楽合奏
 ⑭管楽合奏
 ⑮管楽合奏
 ⑯管楽合奏
 ⑰管楽合奏
 ⑱管楽合奏
 ⑲管楽合奏
 ⑳管楽合奏
 ㉑管楽合奏
 ㉒管楽合奏
 ㉓管楽合奏
 ㉔管楽合奏
 ㉕管楽合奏
 ㉖管楽合奏
 ㉗管楽合奏
 ㉘管楽合奏
 ㉙管楽合奏
 ㉚管楽合奏
 ㉛管楽合奏
 ㉜管楽合奏
 ㉝管楽合奏
 ㉞管楽合奏
 ㉟管楽合奏
 ㊱管楽合奏
 ㊲管楽合奏
 ㊳管楽合奏
 ㊴管楽合奏
 ㊵管楽合奏
 ㊶管楽合奏
 ㊷管楽合奏
 ㊸管楽合奏
 ㊹管楽合奏
 ㊺管楽合奏
 ㊻管楽合奏
 ㊼管楽合奏
 ㊽管楽合奏
 ㊾管楽合奏
 ㊿管楽合奏

講習会は9時から13時
 平塚文化センター協賛

**42年度財務
事務を監査**

石田康一・府立静岡調査員
は、昭和41年度の「財務執行
」を、昭和42年度の「財務執行
」の事務執行について監査を実施
する結果公表。昭和42年度の
監査対象は、「昭和42年度の
財務に関する事務の執行
(事業)」

見の「部不適当なものがあった
」(以下略)。①支出面
の「一部不適当なものがあった。
」(以下略)とある内務省
確受文には、委託行爲の弊害
が明瞭にもあつた。委嘱内
容に照準すべきであつた。

法不適合なものがあつた以上、
法不適合なものがあつた以上、

国際人権年

人命を軽んずる思想、暴力行為の横行など人権を無視した風潮が多くなっています。

ことは国際人権年です。

相手の立場を理解することに、お互いが努力したいものです。

童年…ことは国際人権

市長・加藤一太郎(43回)

[illegible]

父の教育

井 諒 先生

戦…松前東海大総長

櫻井 脛 先生

救国の反戦…松前東海大総長

[illegible]

平塚（一橋）
救国の反

数多くの仕事をこなされた。
昭和四十四年四月二十九日、
勲四等瑞宝章受章されたが、こ
のたび多忙ゆえ出席を免れた。

なちまゝに、好むままの
は、浪子となり、
の、此の情を強き、度胸の
よさの、信を失ひ、
動は素に多面、名の名譽除
に、先生は、等兵のま境地
の語詞、先づ、
方筆の、筆の、
れるに、
昭和九年十二月、陸軍省が
ら総司、並に、陸軍兵學校に
断絶せられた。なち、
命に、
命令があるが、私の命は残
は、氣に、
昭和十三年・二・二二

[illegible]

得した知識・経験を社会に
てもらった。ぜひ、受診
しいと呼びかけている。

【一般診察】・十一月二
三十日まで。

【精密診査】・昭和四十
月六日から同月三十一日まで
「精密診査を受けるかた
受診票を添へるで、保険証
す時珍しむ。

くむひんは、保護課
二二・一四〇線四

生かし
してほ
日から
四年一
で。
には、
を必ら

報補を五た件の一か期がら

[illegible]

備定ほ金がされてめられつてのうすのり
 料確
 長

▼相模員・人権擁護委員

猪俣氏が新花
 水公民館長に
 市立花水公民館長が九月三十日
 付で変わった。

新公民館長・猪俣博介氏 農部
 小丘二丁三〇 56歳▽旧公民館
 長・二宮武男氏（寒川町教育

子爵磯士と、神奈川縣松崎、
横濱の區區一名である。
日時・昭和十三年二月
午前十一時午後四時
場所・市庁會議室

老人健康診本
今月いっぱいは
市福祉事務保健課では、費
十年度の老人健康診査を、
月日から二十日まで行な
る。

この老人健康診査は、費
切型で一般診査、精密
願を実施するもので、こと
月日に六十歳以上の老人
てりかたが対象となる。
保健課は、老人がましま

昭和四
十一
月十日

總務室

直

用は一
診査の
しの五
在宅し
に習

日

(イ) 特定燃料の収税
は、制度上より向上し
た努力が認められるが、収納
率も高水準を維持し、なお國
庫に一定の力をなされた。

(ロ) 経理課
の一部に不備があった。債權
確定事務の一部に不備があつた。
② 委託契約にあり、具體
的である等の點が不明確であ
つた。

(ハ) 支出事務
の不備があつた。債權に処理
するに關聯。(イ) 繰
越事務の一部が多かつた。

(ニ) 本課課長、工事検査員等
監査官期間、昭和十四年九月九日
から二十一日と同月十九日及び

(ホ) 總務の業務のあとが

社交ダンスの



平田宣普収入役

(三) 三浦孝氏 (同)
子氏 (同) 谷山夏氏 (同)
豊徳5年に以勳親者、應祿
(中民病飢、はた八氏、

宅地建物の法律相談を開催

宅地と建築物の貸賃、売買
のいふなもので困つて
たので、宅地建築物無法律
が、十月十日(火)に開
法律相談を

秋原鈴 健雄氏 惟弘 なるい いるか 律相談 かれる 寄津公

[illegible]

ワタベと講習会

と き、7月14日(土)午後8時半
ところ、足利市体育館
主 人、堀ノ里ス、ワルツ、等

※講習会は7月から13日

南越中・平塚文化文芸協会

氏表彰

梅沢 美知氏

財 系 計

42年度財務
事務を監査

石田成弘・府川勝司両監査委員は、昭和四十二年度の財務に関する事務の執行について監査を完了の結果を公表した。

監査の対象・昭和42年度庶務に関する事務の執行

目の一部に不適当なものがあつた
(以上藤原謙)。①支出科目
の一部に不適当なものがあつた。
(2)委託にあつたその内容が明
確を欠くものは、委託行為の境界
が不明確なものがあつた。委託内
容を明確にすべきである。(3)
調定伝票および収入伝票の訂正方
法に不適当なものがあつた(以上
事業課)

20歳

あなたは、有権者…登録を

選挙法の改正によって満20才になった人は自分、選挙人名簿への登録をさせていただくことになっています。この名簿にのっていないと選挙の時、投票できません。印鑑をもって下記のとこへ…

選挙管理委員会



・ことしは国際人権年…ことしは国際人権年…

国際人権年

人命を軽んずる思想、暴力行為の横行など人権を無視した風潮が多くなっています。

ことは国際人権年です。

相手の立場を理解することに、お互いが努力したいものです。

童年…ことは国際人権

394

396

